

大分県行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 緊急に行財政改革を推進し、将来に渡って持続可能な財政運営の確立と簡素で効率的な行政の実現を図るため、大分県行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行財政改革に関する取組について報告を受け、必要な事項を調査審議し、助言等を行う。

2 委員会は、その他行財政改革に係る重要事項について審議し、必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、各種団体の代表者、一般公募に応じた者等のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、議決を要しない場合はこの限りではない。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月28日から施行する。

2 平成31年1月28日に委嘱される委員の任期については、大分県行財政改革推進委員会設置要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず平成33年3月31日までとする。